

第35回町田市農業委員会総会議事録

(2019年1月25日)

職務代理者 ただ今から、第35回 町田市農業委員会総会を開会いたします。本日は吉川会長が欠席の為、農業委員会等に関する法律第5条第5項および町田市農業委員会総会議事規則第12条に基づき、吉川会長に代わり会長職務代理者であります私石阪が議長の職務を代理致します。

本日の署名委員は7番・加藤委員、9番・廣瀬委員を指名致します。

なお、大谷委員、渋谷委員は所用のため欠席です。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第67号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさ

せませす。

事務局課長 (3件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

職務代理者 ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

佐藤委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

大塚委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

木目田委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

職務代理者 報告ありがとうございます。議案の説明は終わりました。

これにより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

職務代理者 挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

続いて**日程第2、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」**別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
職務代理者 事務局担当者より、農地法第3条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地法第3条について概要説明)
職務代理者 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

職務代理者 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

北島委員 (申請者、申請理由について詳細を説明)
職務代理者 ありがとうございます。議案の説明は終わりました。これにより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

吉沢委員 地目は「田」となっているが、田として使うのでしょうか。
職務代理者 説明をお願いいたします。

事務局 畑として使います。

職務代理者 他に何か質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これより採決に入ります。

本議案のとおり許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決めます。

続いて日程第3、議案第69号「非農地証明について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1件の証明願いについて概要を説明)

職務代理者 事務局担当者より、非農地証明の流れ、判断基準等について概要説明をいたさせます。

事務局 (非農地証明について概要説明)
職務代理者 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

職務代理者 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

北島委員 (申請者、土地の現況等について説明)
職務代理者 ありがとうございます。暫時、休憩いたします。

(休 憩)

職務代理者 再開いたします。議案の説明は終わりました。これにより質疑に入ります。何か質問はありませんか。ないようですので、以上

で本議案に対する質疑を終わりにします。これにより採決に入ります。

本議案のとおり、農地法第2条第1項の農地または採草放牧地に該当しない、非農地として証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

続いて日程第4、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさせます。

事務局課長
職務代理者 (1件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
事務局担当者より、農地法第5条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局
職務代理者 (農地法第5条許可について概要説明)
暫時、休憩いたします。

(休 憩)

職務代理者 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

北島委員
職務代理者 (申請者、転用目的等の詳細を説明)
ありがとうございました。暫時、休憩いたします。

(休 憩)

職務代理者 再開いたします。議案の説明は終わりました。これにより質疑に入ります。何か質問はありませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これにより採決に入ります。

本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項報告(農地法4条5件、5条16件、納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書8件)

報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)

0件)

職務代理者 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

職務代理者 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。